

直方市監査委員 大 場 亨  
直方市監査委員 中 西 省 三

## 定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

### 記

#### 1. 監査の対象 消防本部

① 監査の期間 令和 8 年 2 月 2 日から  
令和 8 年 2 月 27 日まで

#### ② 日程及び実施場所

- 概要聴取 令和 8 年 2 月 6 日（監査委員事務局）
- 備品検査 令和 8 年 2 月 10 日（消防庁舎）
- 監査講評 令和 8 年 3 月 4 日（監査委員事務局）

#### 2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 6 年度及び令和 7 年度（令和 7 年 5 月末日現在）における消防本部の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

#### 3. 監査の着眼点

- ① 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- ② 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ③ 執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

- ④ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ⑤ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑥ 現金物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑦ 歳入調定の対象を的確に把握し、調定と収納が会計規則等に則り適正に行われているか。
- ⑧ その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

#### 4. 監査の結果

指摘事項	指摘の根拠	監査委員意見
<p>1 契約事務関係</p> <p>①「直方市消防庁舎清掃業務委託」について、入札伺いの決裁権者を誤って処理している。</p> <p>②消防緊急通信指令施設(消防救急デジタル無線施設を含む)保守委託について、見積提出依頼伺、契約締結伺の決裁権者を誤って処理している</p> <p>③直方市消防団第7分団第1部格納庫解体に伴う家屋事後調査業務委託について、見積提出依頼伺の決裁権者を誤って処理している。</p>	<p>①直方市事務代決及び専決規則/別表第1(第5条関係)/財務関係/契約関係/40</p> <p>②同上</p> <p>③同上</p>	<p>①「直方市消防庁舎清掃業務委託」について、直方市事務代決及び専決規則では、価格的に決裁権者は「部長(消防長)」であるところ「課長」で処理しているため、適切に処理されたい。</p> <p>なお、入札伺(直消総第000036号)について、起案文では執行予定額を4,760,800円としているが、添付されている指名競争入札伺(Excel)では負担行為限度額4,501,200円とされている。入札時の予定価格書(敷札)は、伺文と同額の4,760,800円となっている。入札実施にあたっては、金額の確認を厳に行われたい。</p> <p>②消防緊急通信指令施設(消防救急デジタル無線施設を含む)保守委託について、見積提出依頼伺(直消警第000012-001号)及び契約締結伺(直消警第000012-002号)の決裁権者は、上記①と同様に金額上、消防長でなく副市長となるため、適切に処理されたい。</p> <p>③直方市消防団第7分団第1部格納庫解体に伴う家屋事後調査業務委託について、見積提出依頼伺(直消団第000025号)の決裁権者は上記①及び②と同様に課長でなく消防長となるため、適切に処理されたい。</p>
<p>2 文書事務関係</p>		

<p>「空気呼吸器用ボンベ耐圧検査及び見積提出依頼について（単価契約）」及び同契約締結同について、文書番号が採番されておらず、単価契約を要望する起案の趣旨と請書の契約金額の整合性がない。</p>	<p>直方市契約規則第 20 条第 1 項第 2 号及び第 21 条第 3 項  直方市文書規程第 11 条外</p>	<p>「空気呼吸器用ボンベ耐圧検査及び見積提出依頼について（単価契約）」及び同契約締結同について、いずれの起案文書も文書番号が採番されておらず、また、起案の趣旨は単価契約の要望であるが、提出された見積書は単価に予定数量を乗じた予定総額の見積金額であり、直方市契約規則に基づく業務請書も契約金額が単価でなく予定総額となっていることから、契約規則及び文書規程に則った適切な処理をされたい。</p>
---	---	--

契約事務については、上記のような決裁区分の誤りのほか、令和 6 年度のワクチン接種において過去のデータとの比較等を法令の規定に基づいて地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号での 1 者特命随意契約の締結を行っている。いずれも明確な特殊性は見られず 1 者特命随契の理由とはならない。

上記随契のほか産業廃棄物処理業務を含め、令和 7 年度は見積合わせや入札が行われており、同様の案件を令和 6 年度では随意契約とした理由・根拠の妥当性が低いことが確認された。

随意契約の根拠法令の適用については、厳格に判断し、正確な根拠法令の適用を図るとともに、決裁過程においても、客観的理由の十分な確認と内容の精査に努められたい。

また、定期監査の対象期間外であるが、契約締結までの過程で不適切な事案が確認されたため、言及しておくべき事例として、破傷風ワクチン接種に関して、全国的なワクチンの出荷停止のため原契約を解除し、新たに随意契約を締結しているが、この際に新たに見積合わせなどを行わず、原契約での見積合わせの際の次点事業者 2 者のうちの 1 者と同施行令第 2 号による随意契約を締結している。同第 2 号は特定の 1 者しか履行できないなど性質又は目的が競争入札に適しない場合であり、見積合わせなど価格による決定であれば、同施行令第 1 号によるものとすべきである。ワクチンの出荷停止など原契約での見積徴取の際と前提条件が異なっており、次点価格の事業者 2 者は同点であったことから、新たに見積書を徴取すべきものであり、このような処理は厳に慎まれたい。

このような契約事務に係る不適切な処理は、契約規則等の理解が不足していることによるものであり、担当職員をはじめ管理・監督者は関係規則の習熟に努め、財務事務ハンドブックや契約ガイドラインを都度参照し、適切に処理されることを強く求める。

入札や契約締結の起案文書において、決裁権者の誤りが散見されることから、同様に会計規則や事務代決及び専決規則等を確認し、適切な処理をされたい。

文書事務に関しては、文書番号の採番がされていないものや発送先情報など施行情報の入力がされていないものが散見されたため、文書規程や文書管理マニュアルに則した処理を徹底されたい。

消防に関する例規整備として、「直方市消防職員の任用に関する規程」については、「直方市職員の任用に関する規則」に相当する人事に関する規程であるが、内規的な取り扱いで例規集への収録がなされておらず、任用に関する取扱い基準が外部からは把握できない

状況となっており、本来は、より厳格な規定の規則として例規集へ収録すべきものと思われる。その他、直方市消防職員被服等貸与規則では、直方市職員被服等貸与規則にある貸与の記録（被服台帳の整備）の規定がないことから、他の内規的な規定を含め所要の措置を講じられたい。

なお、現在行われている採用試験に関する年齢要件等が、当該規定と乖離した部分があるため、実態に即して改正措置をされたい。

備品管理について、今回の実地検査では消防庁舎の消防資機材を中心に実施した。各資機材は使用時に即応できるよう工夫した運用がされていることが確認できたが、廃棄品の抹消処理や所管替え、保管場所の異動など台帳上整理が不備な点があり、特に消防団への貸与装備品については、定期的な点検は行われていないとのことであった。

消防資機材については、火災等災害時に即応するためにその所在や数量、故障や損耗状況の把握は必要不可欠なものと思慮されることから、備品台帳の整理を行うとともに消防団装備品については定期的な点検を実施されるよう要望するものである。

以上が定期監査の結果であるが、消防本部においては、消防吏員が文書事務や会計事務を行うことになるが、事務処理に関する研修が十分できていないことが窺えることから、OJTに頼らず、市長部局の総務課や財政課、人事課等に対し、関係事務処理の研修を依頼するなど事務処理の適正化に努められたい。

消防行政については、直方市第6次総合計画や施政方針のなかで、消防・救急体制の充実、消防力の充実・強化、広域での連携や資機材整備、共同運用の必要性が謳われている。

近年の度重なる自然災害や大規模火災に対しては、現状の単独消防では、人員・予算の面から非常に厳しい状況であるといわざるを得ない局面となっている。

本市においても常備消防を補完する消防団は、人口減少や高齢化、若者離れなどで充足率が低下し、定員割れとなっていたことから、本年度から市職員による機能別消防団が組織され、運用が開始されたところである。

しかしながら、これも不足する「平日の日中活動できる団員」の補助的な役割を担うにすぎず、根本的な消防力の充実・強化には繋がるものとはなっていない。

直方市の常備消防では、目標人員体制を68名体制とし、毎年2名の増強を行っていく計画であるとのことであったが、今後見込まれる厳しい財政状況からは、現行計画は先送りや見直しも含め、流動的にならざるを得ないと思われる。

厳しい財政状況のなかであっても、火災や災害から市民の生命、身体、財産を守ることを旨とする確固たる消防行政の確立に向け、単独消防での運用のほか、第6次総合計画等にある共同運用や組織の広域化に向け具体的な検討・協議を進められることを期待するものである。